取締役の選解任等に関する規定を設けることとした。（第三〇九条第二項第七号、第三二九条第二項、第三四二条の二第一項～第三項及び第三四四条の二関係）

(2)　監査等委員である取締役は、三人以上で、その過半数は、社外取締役でなければならないこととするとともに、監査等委員会設置会社又はその子会社の業務執行者等を兼ねることができないこととした。（第三三一条第三項及び第六項関係）

(3)　監査等委員会設置会社においては、取締役の任期は、監査等委員である取締役については選任後二年以内に、それ以外の取締役については選任後一年以内にそれぞれ終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとすることとした。（第三三二条第三項及び第四項関係）

(4)　監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の選解任等について監査等委員会の意見を述べることができることとした。（第三四二条の二第四項関係）

(5)　監査等委員会設置会社においては、取締役の報酬等に関する事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならないこととするなど、監査等委員である取締役の報酬等に関する規定を設けるとともに、監査等委員会が選定する監査等委員は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役の報酬等について監査等委員会の意見を述べることができることとした。（第三六一条第二項、第三項、第五項及び第六項関係）

(四)　監査等委員会の権限等

(1)　監査等委員は取締役でなければならないこととするとともに、監査等委員会は、全ての監査等委員で組織され、取締役の職務の執行の監査及び監査報告の作成等の職務を行うこととした。（第三九九条の二関係）

(2)　監査等委員会が選定する監査等委員による調査、監査等委員の取締役会への報告義務、監査等委員の株主総会に対する報告義務その他の監査等委員会又は監査等委員の権限等について、監査役設置会社の監査役又は指名委員会等設置会社の監査委員会若しくは監査委員の権限等に関する規定に相当する規定を置くこととした。（第三九九条の三～第三九九条の七関係）

(五)　監査等委員会の運営

招集権者、招集手続等の監査等委員会の運営について、指名委員会等設置会社の監査委員会の運営に関する規定に相当する規定を置くこととした。（第三九九条の八～第三九九条の一二関係）

(六)　監査等委員会設置会社の取締役会の権限等

(1)　監査等委員会設置会社の取締役会は、経営の基本方針その他監査等委員会設置会社の業務執行の決定、取締役の職務の執行の監督並びに代表取締役の選定及び解職の職務を行うこととした。（第三九九条の一三第一項～第三項関係）

(2)　監査等委員会設置会社の取締役会は、原則として、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができないこととするとともに、取締役の過半数が社外取締役である場合又は定款の定めがある場合には、一定の事項を除き、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができることとした。（第三九九条の一三第四項～第六項関係）

(3)　取締役会の招集権者の定めがある場合であっても、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができることとした。（第三九九条の一四関係）

(七)　取締役の任務懈怠の推定規定の適用除外

取締役（監査等委員であるものを除く。）との間の利益相反取引につき監査等委員会の承認を受けたときは、取締役の任務懈怠の推定規定は適用しないこととした。（第四二三条第四項関係）

(八)　その他の規定の整備

(1)　監査等委員会設置会社の設立手続並びに監査等委員会設置会社に係る登記及び罰則その他所要の規定を整備することとした。（第三八条第二項、第九一一条第三項第二二号、第九七六条第一九号の二等関係）

(2)　監査等委員会設置会社制度の創設に伴い、改正前の「委員会設置会社」の呼称を「指名委員会等設置会社」とし、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の総称を「指名委員会等」とするなど所要の整備をすることとした。（第二条第一二号等関係）

3　社外取締役及び社外監査役の要件

(一)　社外取締役の要件に、株式会社の取締役であって、親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと等を追加することとした。（第二条第一五号関係）

(二)　社外監査役の要件に、株式会社の監査役であって、当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）又は親会社等の取締役、監査役若しくは執行役若しくは支配人その他の使用人でないこと等を追加することとした。（第二条第一六号関係）

4　発行可能株式総数

(一)　公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合及び株式会社が株式の併合をしようとする場合における発行可能株式総数に関する規定を設けることとした。（第一一三条第三項並びに第一八〇条第二項及び第三項関係）

(二)　新設合併等における設立株式会社の設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の四分の一を下ることができないこととした。（第一四条第一項関係）

5　株式買取請求に係る規定の整備等

(一)　株券が発行されている株式について株式買取請求をしようとする株主は、株式会社に対し、当該株券を提出することとするとともに、第一三三条の規定は、株式買取請求に係る株式については、適用しないこととした。（第一一六条、第四六九条、第七八五条、第七九七条及び第八〇六条関係）

(二)　株式会社は、株式の価格の決定があるまでは、株主に対し、当該株式会社が公正な価格と認める額を支払うことができることとするとともに、株式買取請求に係る株式の買取りは、第一一六条第一項各号の行為等が効力を生ずる日に、その効力を生ずることとした。（第一一七条、第四七〇条、第七八六条、第七九八条及び第八〇七条関係）

(三)　新株予約権買取請求についても、(一)及び(二)と同様の規定を設けることとした。（第一一八条、第一一九条、第七七七条、第七七八条、第七八七条、第七八八条、第八〇八条及び第八〇九条関係）

(四)　吸収合併等をする場合に株式買取請求をすることができる株主から特別支配会社を除き、株式買取請求をすることができる場合から簡易合併等の場合を除くこととした。（第七八五条及び第七九七条関係）

(五)　事業譲渡等についても、(四)と同様の規定を設けることとした。（第四六九条関係）

6　株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

第一二五条第三項第三号及び第二五二条第三項第三号を削ることとした。（第一二五条第三項及び第二五二条第三項関係）

7　全部取得条項付種類株式の取得

(一)　全部取得条項付種類株式を取得する株式会社は、株主総会の日の二週間前の日等から取得日後六箇月を経過する日までの間、取得対価に関する事項等を記載した書面等を本店に備え置かなければならないこととするとともに、株主は、当該書面等の閲覧等の請求をすることができることとした。（第一七一条の二関係）

(二)　全部取得条項付種類株式の取得が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該全部取得条項付種類株式の取得をやめることを請求することができることとした。（第一七一条の三関係）

(三)　全部取得条項付種類株式の取得の価格の決定の申立ては、取得日の二〇日前の日から取得日の前日までの間にしなければならないこととするとともに、当該申立てをした株主は、株主総会の決議により定められた取得の対価の交付を受けないこととした。（第一七二条及び第一七三条関係）

(四)　株式会社は、取得日後遅滞なく、株式会社が取得した全部取得条項付種類株式の数等を記載した書面等を作成し、取得日から六箇月間、本店に備え置かなければならないこととするとともに、株主等は、当該書面等の閲覧等の請求をすることができることとした。（第一七三条の二関係）